障害者関係施設等 施設長 様 管理者 様

神戸市福祉局長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染防止に向けた対応について(依頼)

これまでも、障害者の日常生活に欠かせないサービスとして、事業継続にご尽力いただき、 厚くお礼申し上げます。

5月25日に政府の緊急事態宣言が解除され、5月26日に兵庫県の「新型コロナウイルス 感染症に係る兵庫県対処方針」が改定されました。

本市においても感染状況等を継続的に監視するとともに、再度の感染拡大期に備え、万全の準備を進めることが必要となります。

つきましては、貴事業所におかれましても、下記の趣旨をご理解の上、利用者及び職員の 健康管理に十分注意し、感染防止対策を厳重に徹底した上で事業を実施いただきますよう改 めてお願いいたします。

記

兵庫県対処方針において、6月1日より外出自粛及び休業要請の緩和が示されました。これを ふまえ、本市においても、神戸市方針第8弾でお示しした

「5.社会福祉施設等の利用 複数の通所系サービスを利用されている高齢者・障害者に対し、 家族の介護の状況も考慮しつつ、<u>利用先を1か所に限るよう呼びかけを行うこと</u>」について、<u>今</u> 後は継続しないこととします。

「新しい生活様式」の観点から、より利用者にとって必要なサービスの提供についての検討を 行いつつ、感染防止対策等の徹底をお願いします。

<障害福祉サービス事業に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の徹底について>

本市で作成しているマニュアルについて再確認をお願いします。

ア. 感染防止に向けた取組

事業所職員について、引き続き各自出勤前に体温を計測した状況を確認するとともに、発 熱や呼吸器症状が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底するなど、日々の職員の 状態の把握に努める など

なお、面会は緊急の場合を除き控えることとし、入所施設等で面会を実施する場合は、面会者からの感染を防ぐため、オンライン面会等を活用し、可能な限り直接対面を避ける等の工夫をいただきますようお願いします。

イ. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

利用者や職員で、感染者が発生した場合、すみやかに神戸市保健所(各区保健センター)とあわせて福祉局監査指導部(指定権者)にも報告する

感染経路の把握、濃厚接触者の特定など、保健所の調査が迅速かつスムーズに行えるよう、 日々の利用者や職員の状態を把握し、可能な限り記録をとる など

<厚生労働省からの通知>

厚生労働省からの通知は随時、神戸市のHPに掲載していますので、適宜、ご確認いただき適切な対応をお願いします。

https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/syogai_corona/kouseiroudousyou.html

① 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第7報)(令和2年5月27日付事務連絡)

【概要】

障害福祉サービス等事業所において、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合に、報酬、人員、施設・設備及び運営基準等についての、柔軟な取扱いについて。

② 「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について (令和2年5月4日付け事務連絡)」に関するQ&A(グループホーム関係)について (令和2年5月28日付事務連絡)

【概要】

これまでも新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について示されてきたが、グループホーム内で療養する場合に備えてのQ&A。

く参考>

○新型コロナウイルスについて (神戸市ホームページ)

https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/coronavirus.html

福祉局障害者支援課 TEL: 322-5230

FAX: 322-6065